

2016（平成28）年4月28日

## 江戸川区スーパー堤防事業仮換地処分取消訴訟判決に対する原告団弁護士声明

江戸川区スーパー堤防訴訟原告団

江戸川区スーパー堤防訴訟弁護士団

東京地方裁判所民事38部（裁判長谷口豊）は、2016年4月20日、江戸川スーパー堤防事業仮換地指定処分取消訴訟に対し、仮換地指定処分を取り消す訴えを認めず、不当判決を言い渡した。

本件訴訟は、江戸川区北小岩地域に居住する地権者5名が原告となり、江戸川区を被告として、平成25年11月26日、スーパー堤防事業を前提とする「東京都都市計画事業北小岩一丁目東部地区区画整理事業」（以下、「本件事業」という。）に関する仮換地指定処分は違法であるとして、仮換地指定処分の取り消しを求めて提訴した裁判である。

原告らは、本件訴訟において仮換地指定処分の違法理由として、以下の主張を行った。

- ①平成23年5月に、被告は単独事業として本件事業の事業計画を決定したが、平成25年5月に、被告と国交省との間で本件事業と高規格堤防事業の共同実施に関する基本協定書を締結しており、これにより本件事業はスーパー堤防事業との共同実施を前提とするに至ったにも関わらず、仮換地指定までに事業計画の変更手続を経ていない点が違法であること。
- ②国には本件施行地区内においてスーパー堤防事業のための工事をする権原がなく、スーパー堤防事業は地権者の任意の同意が必要であるところ、本件事業はスーパー堤防事業整備のために必要な住民の立ち退きを強制的に実現することが実質的な目的で、不法目的であり違法である。

しかし、下された判決は、以下の通りであった。

- ①の主張に対しては

「仮換地の指定は、土地区画整理事業に係る工事のため必要がある場合（工事目的の仮換地指定）又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合に当たることを要件として行われる」とし、「事業計画（設計の概要）の変更に伴い、上記の要件の充足性を欠くことになる場合や、当該変更と整合するように仮換地の具体的内容を変更することが必要となる場合には、従前の仮換地の指定をそのまま維持することはできず、事業計画と整合的に変更する必要がある」とした上で、本件については「本件基本協定の締結により、本件区画整理事業における盛土造成が高規格堤防事業と共同して実施されることに変更されたとしても、本件区画整理事業における盛土造成工事のため必要があるという工事目的の仮換地指定の要件に欠けることにはならないし、上記の変更と整合するように本件仮換地指定における仮換地の具体的内容（位置や地積）を変更することが必要となることも認められない」したがって、「本件基本協定の締結により、本件事業計画（設計の概要）を変更する必要性が生じていたとしても、その変更を経ない段階でされた本件仮換地指定が違法であるということとはできない」とした。

また、②の主張に対しては、

「①区整法１０６条は、区整法１００条の２の「管理」が終了した後における公共施設の管理について定めているところ、区整法１０６条３項が、公共施設に関する「工事」が完了した場合において、施行者から当該公共施設を管理すべき者に「管理」が引き継がれる旨を定めていることに鑑みると、区整法１００条の２に基づいて施行者が行う「管理」は、上記「工事」に相当する行為を含むことを当然の前提としていることがうかがわれる。」「区整法及びそれに関連する規定を全体として整合的に解釈しようとするならば、区整法１００条の２にいう「管理」は、「工事」に相当する行為を含む概念であると解すべきである。」として、「被告は、本件変更後事業計画の下において、区整法１００条の２に基づく「管理」として、本件堤防事業としての性格をも併有する本件盛土工事を行わせることができるから、国は、施行者である被告との関係において、本件盛土工事を行う権原を有すると解することができる。」と判示した。

さらに「土地区画整理事業は、一般に、施行地区内の宅地の利用の増進のみならず公共施設の整備等をも目的として行うことができるものであり、公共施設（河川）である堤防の整備を土地区画整理事業として行うことも不可能ではないことに照らすと、本件区画整理事業における仮換地の指定（本件仮換地指定）が、堤防の整備のための工事を行うための手段としてされるとしても、必ずしも区整法の趣旨、目的外のものとまではいえない」「本件施行地区内の宅地が高規格堤防特別区域に指定された場合に生じる河川法上の制約は、軽微なものとはいえないが、必ずしも重大なものとはまではいえない」などとして、「本件仮換地指定が区整法の趣旨、目的に反する不法な動機により、行政権を濫用してされた違法なものであるとの評価は当を得ないというべきであり、原告らとの関係において本件仮換地指定の取消事由を構成するような違法があるとはいえない」とした。

しかし、本判決のように、本件事業計画の変更を経ない段階でされた本件仮換地指定が違法でないとするれば、原告らの所有地はスーパー堤防事業との共同事業の結果、河川法等により様々な制約が課された土地に変わることになったにも関わらず、事業計画の変更の際にとられるべき住民参加手続も経ないまま、重大な法的効果を有する仮換地指定処分がなされることとなり、原告らの財産権、居住権、及び手続保障の観点から、著しく不当である。

また、本判決は、土地区画整合法１００条の２の「管理」に大規模な盛土工事までもが含まれるとするが、これは「管理」という文言からかけ離れた解釈であり、また工事権限を定めた同法８０条を空文化するものである。判決は根拠として同法１０６条を引用するが、これは公共施設の管理開始に関する条文であり、争点とはまったく無関係である。本判決の「管理」の拡大解釈は、法律による行政の原理を没却するものであり、法解釈の名に値しない。

原告団・弁護団として、このような不当判決は到底是認することはできない。

原告団、弁護団は本判決に強く抗議し、本日付で控訴するものである。

以上